



2019年6月3日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社
代表者名 取締役社長 有國 三知男
(コード番号 8358 東証第1部)
問合せ先 上席執行役員
総合企画本部長 秋田 達也
(TEL 03-3279-5536)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年6月2日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第208期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2019年5月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること等を目的として、2019年6月26日開催予定の第208期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行い、期待される役割を十分に発揮することができるようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第29条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、同条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2019年6月26日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	2019年6月26日（水）

以 上

【別紙】定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>機関 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>公告方法 第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条～第 1 4 条 (条文省略)</p> <p>招集権者および議長 第 1 5 条 (1) 株主総会は、<u>取締役会長</u>または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (2) <u>取締役会長</u>または取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 1 6 条～第 1 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>機関 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>公告方法 第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条～第 1 4 条 (現行どおり)</p> <p>招集権者および議長 第 1 5 条 (1) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。 (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 1 6 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="236 282 770 320">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="236 376 300 405">員数</p> <p data-bbox="268 416 379 448">第 19 条</p> <p data-bbox="379 459 778 533">当銀行の取締役は、12名以内とする。</p> <p data-bbox="467 629 547 660">(新設)</p> <p data-bbox="236 797 355 826">選任方法</p> <p data-bbox="268 837 379 869">第 20 条</p> <p data-bbox="395 880 778 954">(1) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="395 1093 778 1339">(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p data-bbox="395 1350 778 1462">(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="236 1525 300 1554">任期</p> <p data-bbox="268 1565 379 1597">第 21 条</p> <p data-bbox="379 1608 778 1765">取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="805 282 1340 320">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="805 376 869 405">員数</p> <p data-bbox="837 416 949 448">第 19 条</p> <p data-bbox="965 459 1348 616"><u>(1) 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p data-bbox="965 627 1348 739"><u>(2) 当銀行の監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="805 797 925 826">選任方法</p> <p data-bbox="837 837 949 869">第 20 条</p> <p data-bbox="965 880 1348 1081">(1) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="965 1093 1244 1124">(2) (現行どおり)</p> <p data-bbox="965 1350 1244 1382">(3) (現行どおり)</p> <p data-bbox="805 1525 869 1554">任期</p> <p data-bbox="837 1565 949 1597">第 21 条</p> <p data-bbox="965 1608 1348 1888"><u>(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>代表取締役および役付取締役 第22条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役</u>を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、<u>取締役社長1名</u>、取締役副社長1名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>代表取締役および役付取締役 第22条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名</u>を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p><u>(3) 取締役社長は、会社を代表する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>取締役会の招集権者および議長 第 2 3 条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役会長または取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>取締役会の招集通知 第 2 4 条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 2 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(4) <u>取締役会は、取締役社長のほか、その決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>取締役会の招集権者および議長 第 2 3 条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会が定めた社外取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>前項の社外取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>社外取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>取締役会の招集通知 第 2 4 条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 2 5 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>報酬等 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>重要な業務執行の決定の委任</u></p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>報酬等 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>取締役の責任免除</u></p> <p>第29条 <u>(1) 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>員数</u></p> <p><u>第 28 条</u> 当銀行の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>選任方法</u></p> <p><u>第 29 条</u> (1) 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>任期</u></p> <p><u>第 30 条</u> (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>(2) 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>任期の満了前に退任した 監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の 満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>常勤の監査役</u></p>	(削除)
<p><u>第31条</u> <u>監査役会は、その決議によって 常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>監査役会の招集通知</u></p>	(削除)
<p><u>第32条</u> <u>(1) 監査役会の招集通知は、 会日の2日前までに各監 査役に対して発する。た だし緊急の必要があると きは、この期間を短縮す ることができる。</u> <u>(2) 監査役全員の同意がある ときは、招集の手続きを 経ないで監査役会を開催 することができる。</u></p>	
<p><u>監査役会規程</u></p>	(削除)
<p><u>第33条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査役会 において定める監査役会規程に よる。</u></p>	
<p><u>報酬等</u></p>	(削除)
<p><u>第34条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の 決議によって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 3 5 条～第 3 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監 査 等 委 員 会</p> <p><u>監査等委員会の招集通知</u></p> <p><u>第 3 0 条</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>監査等委員会規程</u></p> <p><u>第 3 1 条</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 3 2 条～第 3 5 条 (現行どおり)</p>